【収支予算書】

●収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 備考 |
| 市 補 助 金 |  | 補助対象経費の1/2以内、ただし松島、江島、平島においては3/4以内（上限50万円）※1,000円未満切捨 |
| 自 己 資 金 |  |  |
| 補助合計 |  |  |

●支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | (うち補助金額) | 積算根拠 |
| 機械装置等費 |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |
| 解体･処分費 |  |  |  |
| 合計 |  |  | 補助対象経費の下限20万円 |

※消費税本則課税事業所は税抜き金額で記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 【対象となる「中小企業者」の定義】 | |
| 中小企業基本法(昭和３８年法律第154号)で規定する中小企業者であること。 | |
| 【対象となる事業】 | |
| 事業規模の拡大 | 工場や店舗等の新設･増設に伴う工事費など |
| 生産性の向上 | 高機能な機械設備等の導入に伴う購入費など |
| 業務の効率化 | 省力化のための設備等の導入に伴う購入費など |
| 店舗の魅力向上 | 店舗改修、魅力向上に繋がる備品の購入など |
| 【対象となる経費】 | |
| 機械装置等費 | 機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費  (設置、据付工事を含む) |
| 工事費 | 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 |
| 解体･処分費 | 上記設備導入に伴って必要となる解体･処分費用 |
| 対象外 | ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費  ・土地･建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費  ・消耗品の購入に要する経費 |